

第3子以降保育料等無料化事業のお知らせ

○築上町では、第3子以降保育料等無料化事業を行っています。

次の要件全てに該当する場合、第3子以降の児童の保育料等（保育料及び副食費）が無料になります。

- (1) 保護者及び対象児童が、築上町に住民票を置いて実際に居住していること。
▶ 単身赴任等特別な事情がある場合を除く。
- (2) 満22歳未満の子（年度の途中で22歳に達してから最初の3月31日までの間にあるものを含む）を3人以上扶養していること。
※令和元年10月より、学生であること等の条件が撤廃されました。
- (3) 税の申告をしていること。
- (4) 対象児童の保護者が保育料を滞納していないこと。
▶ 滞納があっても納付計画等により滞納分の納付履行が可能な場合は対象者とする。

○無料化を受けるには、役場で申請が必要です！！

※保育料決定通知において、「保育料が0円」の方、「副食費免除対象」になっている方は、申請の必要はありません。

○必要書類

- ▶ 申請書
- ▶ 世帯児童全員分の健康保険証（写し）

○提出期限

▶ 保育開始日の前月末まで

※提出期限を過ぎてしまうと、翌月からの認定になりますのでご注意ください。

注意事項

- ・年度の3月までが有効期限になります。
- ・毎年申請をする必要があります。要件の変更があった場合は届出が必要です。

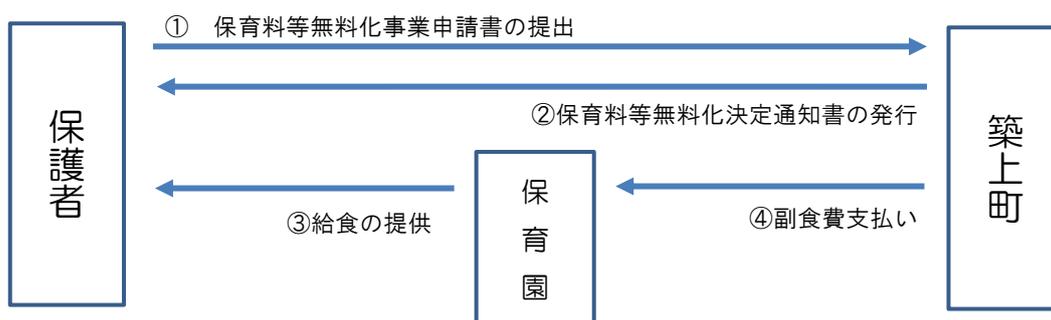
○副食費無料化の流れ

副食費の無料化については、町内保育園に通っている場合と、町外保育園に通っている場合で、申請後の流れが異なりますのでご注意ください。

▶町内保育園に通っている場合

申請後、「保育料等無料化決定通知書」を送付します。

かかった副食費については、築上町から保育園に支払いますので、保護者の方が副食費をお支払いいただく必要はありません。

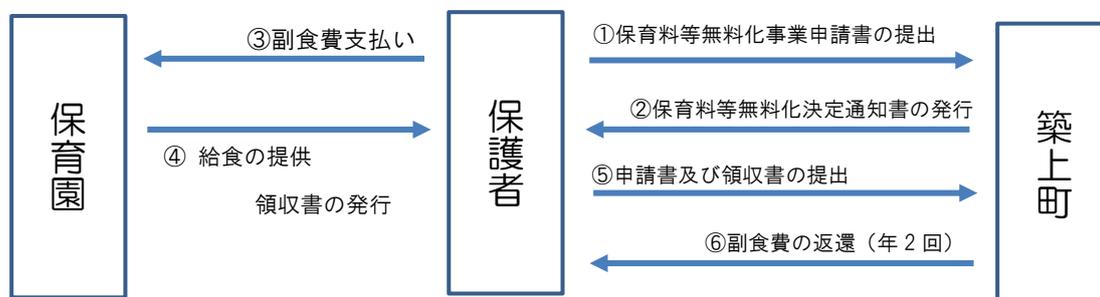


▶町外保育園に通っている場合

申請後、「保育料等無料化決定通知書」を送付します。

副食費は免除となりますが、償還払いとなります。

一度保育園に副食費をお支払いいただき、その後、かかった費用を築上町から保護者の方にお支払いします。副食費の返還は年に2回で、9月と3月を予定しています。返還については、申請書と園からもらう領収書の提出が必要です。申請時期には、対象者に通知を送付します。(途中入退所等がある場合は、申請時期が変更になる場合があります)



【問い合わせ先】

築上町福祉課 子育て支援係

☎(0930)56-0300(内線 241・242)